

別府の歴史

堤防を訪ねて

安部

巖

一、災害続きの丸尾堤

・こけむした旧堤

市街地の南部を東流する朝見川が山間渓谷部から市街地に流れ出ようとする地点丸尾山南側附近にこけむした丸尾堤がある。この堤防は朝見川西側に早くから開けた一の出部落、丸尾山東方平地に開けた上新宅部落にはさまれた地点で遠い延享の昔から耕地が開けていた地域で堤は極めて古い時代から築かれていたもようであるが、その築堤年代を掘り事ができないのは残念である。

・天保の災害

「天災は忘れたころにやつて来る」という言葉があるが江戸時代に於ける丸尾山附近の災害は、そんななまやさしいものではなかつた。朝見川の水量は今よりもはるかに多く、堤防は今のように堅固なものではなかつた。その上この附近は急に朝見川が東流から南流に方向を変える地点であり豪雨の度に必ず被害に見舞われた。ここでは主に天保の災害に就て述べてみたいと思う。

天保九年（一八三八）七月二日夜別府地方を襲つた雨は稀に見る豪雨で、荒金家文書には「夜大雨同二十一日洪水前代未聞……」と記され、亀川高橋家日記には七月二十一日大雨洪水亀川村町中川に成……等と記されている事等で水害の大きさも

想^{ゆめ}できるわけであるが、丸尾山水害は荒金家諸用留によれば上新宅、雲泉寺橋間の堤防が現在の一の出橋附近で総崩れとなつたものの如く考えられ、この洪水は今の前原、原の雲泉寺附近を経て八坂神社下手の朝見川に流れこんだから当時この附近にあつた耕地（水田、畑地）は悉く水没し、巨名、砂礫が流入堆積し無惨な姿を露呈した。

二、丸尾堤の築造

ともあれ江戸時代を通じてしばしば繰り返された水害は、幕府の苛酷な年貢割当てと共に益々農民の生活を苦境に追い込んだが農民達はその生命を守るために身を粉にして食を求めて堤防の築造に当つた。当時の農民苦難の状況は各地に残る村明細帳によつて明らかに、女は木の芽をつみ、わらびの根をほつて食に当て、男は山にかずらの根掘りに赴いた。加ふるに年貢の割当ては暮末になるにしたがつて益々高くなり、農民は大地を這いまわりながら蟻の如く働いた。

このような苦難の中に出来上つたのが丸尾堤である。

明治十年（一八七七）の加藤賢成稿に

「朝見川堤、朝見川の北岸に沿い五ヶ所あり、一は村西字丸尾にあり、長一町十一間、堤^た一間一尺以上皆馬踏、水門、水量定坑、根堅樹竹なし」と記されているのはその等堤であると思われるが

この堤防は今僅かに上原区丸尾山下水田横に二ヶ所、その遺構を留めているのみである。

当時は延々一町十一間に亘つて石材を以て築堤されていたものであり、江戸期の人々の苦心の有様をはつきりと伺い知る事ができる。

尙前記録中に馬踏……なしと見ゆるが現地の遺構を調査してみると、馬踏に当る部分の残存しているものもあるが、巾せまく片面石垣の堤防であるために使用にたえられるものではなかつたようである。

三、二重堤防の河内堤

・水没地から塗土に

河内川が朝見川に合流する所、それは今の大蓮田と西町の堤であるが、蓮田地区に郎落が発生する以前、川は浦田附近から豪雨の度にその流域を変え、低湿地に土砂を流入し、人の生活と程遠い荒廃地を現出していた。しかし思いを土地開発に及ぼした祖先人は共同の出夫により河川の西側浦田より朝見川の間一町三十八間の間に石置による堤防を築きあげ耕地の造成につとめた。この堤防は今的新堤防の基礎をなし、今日の如くその流域が人の生活を支え得る地区となる基ともなつた。

・完成した河内堤

賢成稿朝見川の条に「浦田堤、河内川に沿い村東字浦田より南北に横わり、長さ一町三十八間、馬踏四尺、堤敷四尺五寸、高五尺、水量定坑、根堅樹竹なし、修理費民に属す」と記され堤防の大きさがつぶさに記されているが、そのごの市街地の発達に伴つて堤防は補修されたため当時の堤防はその中に包まれその様相を知る事はできなくなつた、しかし補修された現在の堤防や記録や僅かに川口に残る遺構等から当時のもよを推察することはできる。

記録によると、浦田より朝見川に流れこむ地域まで堤防は完備していたことになり、西側の低湿地とはつきり一線を劃していた。

つぎに「馬踏四尺五寸、高さ五尺の記録や、根堅樹竹なし」などの記録から察すれば、この堤防は土堤ではなく堅固な石垣をもつて造られていたものであろう。

堤防上は浦田、河内、柳地区に通ずる交通路でもあつたと考えられる。

之についていま確実な史料を示す余裕を持たないが、明治の頃の交通量については、大蓮田荒金清市氏が詳細に語つておら

れた。

なお、東側西町地区岸の堤防は土堤であり竹林に覆われていたもようである。これは今後の調査に期したい。

四、荒地を水田に（小平井路）

・水を求めて

話は奥別府の事になるが志高湖をふくむその南西一帯が別府の支枝郷である。枝郷の中でも由布川渓谷に面した小平地区は深い渓谷のため元來水源乏しく水田の開発が一番後れた地域であった。延享の通水で或程度耕地が造られ、村の生活も豊かになつたが延享井路は、部落と、由布川渓谷の谷を通水するため部落の飲料水をまかない部落附近に耕地を開拓することは出来ず、部落民は専ら畑作によつて幕府の年貢をまかなうより外に方法はなくその窮状を見兼ねた棚林部落大野六郎は水路築造を思い立ち小平井路の築造にかかりた。以下その概況を記してみよう。

・井路の築造

枝郷区棚林路傍にれの記念碑があるが碑文に「別府村字小平の地古來欠水利会有棚林大野六郎氏者伝言高徳而厚公之念欲為救濟也多年遂明治十六年躬发起得首藤六平、大野増太郎武氏之斡施而延長河内ノ井路通水斯地從是飲斷之便灌漑之利兼備土地の面目為云々」と記されているが、この碑文によつても明らかに、水不足に困り抜いた小平部落救濟の為に井路築造の話合いが進められ大野六郎、大野増太郎、首藤六平等の奔走により遂に明治十六年井路は完成した。其後八〇年水はこんこんと井路を流れ、小平地区の人々の生活を支えた。

その間幾度か路堤の流失はあつたが村人（棚林、小平）の共同出夫による修理により、今日その当時の面影をそのままの姿で見る事ができる。尚この水路は、昭和十四年食糧増産の掛声の中で一部内部がコンクリートに塗り変えられた。

註 前記碑文中に見ゆる河内川は浜脇に流入する河内川に非ず、大分川の上流由布川の支河川で加藤賢成は之を棚林川と呼んだ棚林川は今別府市枝郷区と別府市東山分区の間を南流している川であり水量極めて多く灌漑面積も広い。尚この川は江戸時代は御料別府村と御料椿村の

壇でもあつた。

五、小平溜池

・上小平の水不足

明治十六年棚林組大野六郎等の努力によつて出来た上小平井路の通水によつて既存の田地及び当時の新開の田地用水、飲料水は十分に得られたが、其後明治、大正と耕地の開墾は相つぎ新開地は次々と生まれた。四ツ田新田、カチシ新田等はその一例である。こうして新田が生まれてくると米穀収納高は多くなつて来るが小平井路の給水能力にも限度があり其後の新開を許さなくなるのみでなく、稻の生育期には、いまわしい水争いまで生ずる結果ともなり根本的な給水対策が建てられねばならなくなつた。茲に上小平池が生まれる必然性が生じた。

・水がほしい

水不足のとき、人と人とか憎しみ合い、争い合う事は悲しい事である。棚林部落、小平部落ではその中間を流れる不老川（由布川の支）を堰止め貯水することも考えた、又棚林の大野六郎は瀬戸黒川の水を引く事も考えた。棚林川字車下から小平に通ずる用水路工事にもとりかかり約三分の二の工事完成もみた（小平棚林間の山林中に遺構が残つている）

然し明治三十四年旧十月十八日大野六郎の死と共にその工事も中止され沙汰止みとなつたために水は解決されず「水がほしい」の歎声はいつまでも続いた。

・小平池を作らる

昭和に入つて小平村老後藤袈裟治は築堤に就て勧策する所があつたがならず遂に個人の力によつてこの工事を行う事になつた。築堤の設計、石垣の築造、土破の運搬等今の工法とは全く赴を異にするために、ばく大なる工費と多くの人夫を使役し、昭和初年遂に完成した。勿論この池は規模も小さく他に比すべくもないが、個人の努力によつて完成した用水池である点においては、その価値を高く評価していい。

勿論其後池水は水田用水として家庭用水として水泳場としてあらゆる角度から使用され村民に親しまれている。

註
用水路遺構

棚林から上小平に通する用水路遺構は棚林部落水田の間を縫つて不老川に至り不老川から竹林中を通り小平に達する予定で工事がすすめられたが、その遺構は竹林中に今も残り、荒廃してはいるが明治の人々の意欲と苦心をひしひしと感じさせる。

六、流失繰返す南河原堤（堺川）

・堺川のなやみ

それは水との戦いであつた、記録に残つてゐるもののみを綜合してもその水害は極めて多く被害も極めて大きなものであった。

ここではその一例を記してみよう。

荒金家記録嘉永五年八月二十二日の条に、

〃……（省略）……堺天神の上より大水せり込堺長原太郎兵衛の内に石砂入、遂に流れて……田地の中大崩れ、大石入深谷出来沖迄突流し沖迄田地数々大崩れ……（後略）……と記されているのはその一例で、この水害記録によつても、当時の模様を推察する事が出来るが、この時高松役所よりは幕吏が見分に見え、一方別府村の人々は年貢差免の歎願を呈出している。これは、ほんの一例で、この外享保十四年九月十四日夜の大水害、安政二年八月の大水害等をはじめ被害は常に繰返されていたようである。

・南河原堤

さきに述べたように堺川畔は常に水魔のおそゝ所であつたために、各地に堤防で築かれていたようであるが中でも鶴見村に築かれていた南河原堤はその規模もかなり大きかつたようである。

この堤防について明治十年の記録には

“南河原堤、堺川に沿い村南字原より南石垣村界に至る断続長三十町、馬踏二間、道敷三間、高一間、水門、水量定坑、根堅樹竹なく、石堤なり”

と記されており、その規模は朝見川のそれを類似している而して別府地方の堤防は豊富な石材に恵まれてその殆んどが石堤であるが、この堤防も例にもれず、別府地方に豊富な硬質、安山岩の石材を以て築造されているようであり、その遺構が数ヶ所残存しているが、今日は最近の砂防工事と都市計画のために著しくその遺構を失つた。

砂防工事に関する限り、新しくより堅固な設備のために古い遺構が失はれる事は人々の生活を豊かにする事であり、よろこばしい事である。然し私達は遺構を失つたその瞬間に先人の偉業を忘れてはならない。

・修理と南石垣

扱て堤防修理は如何にしてなされていたであろうか。之は秋川（春木川）と同様三官七民で加藤記録には“修繕費三分は官に属し七分は南石垣の民に属す”と記されているが、茲で注目すべきは、鶴見村の堤防を南石垣の農民が修補している事である鶴見村にありながら……南石垣の民に属す……之は水害が南石垣に被害を与えていたことを意味する。思えば、水害に見舞われ食を失いながらも、ひたいて汗、目に涙をさえ与えて日々と石をたたむ南石垣の先人の姿が目に浮かぶ。

七、祓川堤の流失

・祓川とは

加藤賢成稿に“北石垣村祓川、二等河に属す。深一丈、淺三尺、広三十間、挾二十間、流水急にして水清く味淡し、舟筏通ぜず堤防あり、源を村西字吉元より來り、村南を東流し、字浜田にて海に入る長六町一間、里俗春木川と称す”と書かれており、同書鶴見村の条にもほぼ同様の事が書かれている事から石垣原台地を東流する春木川は祓川とも呼ばれていた事がわかるが、今日では、石垣地区の人達の呼び名であつた春木川の名が、そのまま残り祓川の名は稍影をひそめた。し

かし鶴見地区では祓川の名を使用している所もある。

尚春木は字名として明治の頃からあつた。

・祓川堤

祓川堤については、同書に『祓川堤、祓川に沿い村西字古寺より東方字春木川に至る、長八町六間馬踏三尺堤敷一間断続数処の小堤にして根堅樹竹なし、修繕費三分は官、七分は民に屬す』と記され鶴見村の条には単に『舟筏通せず、堤防なし』と記されているのみである。これによるとさきに記した浦田堤とほぼ同一の規模を持つものであり、巾三尺の馬踏を有していた事や、根堅用の竹林、樹林のなかつたことも浦田堤と同様である。

・三官七民

如何なる堤防にもその修理はつきものであるが、この祓川堤は浦田堤、朝見川丸尾堤とはその赴を異にしその費用の三分が官費であり、七分が民費であった。前記の『修繕費三分は官』なる語は何を意味するものであろうか。あるいはこの川がしばしば大水害を起したり堤防の大流失を起したりして耕地を埋め農業生産に大きな支障をきたしていったのはあるまいかと考えられ、この被害を官も大きく評価していたものと察せられるが亀川庄屋日記はさらにこの事を裏付けているようである。

同記によると、嘉永三年八月七日の大風水害の時北鉄輪村、亀川村等は、年貢被免を歎願しているが、北石垣村、古市村、内かまど村等は歎願を行わず後で後悔していることはつきりと記され祓川堤にしばしば被害のあつた事を裏づけている。

註 この川は上流では祓川と呼び、下流では春木川又は黒土川と呼んでいたらしい。今後の調査に期し度い。

八、椿井路（東山）

・椿井路とは

由布川渓谷より更に上流域島の河谷から由布川の西側山腹を通り今の椿村裏山に出て、朴木村、小挾間村両村に達する井路であるが、その間堀割あり、堤防あり、トンネルあり、滝あり、築堤当時は困難な土木工事であつたと考えられるが、当時の

記録もなく、はつきりした年代を揃む事ができないのは残念である。

然し天明八年（一七三年前）以後の史料は豊富でありその全貌をつかむには好都合である。

・酒 五 升

之は府内役人中より椿村に送られる進物であるが之を今日の水利権問題と考え併せるとき誠に意義深いものがある。一般的には下流部落が上流部落に水を受ける恩返しとして進物を年々届けるわけであるが進物を届ける代表者は地域や領主等の相違によつて稍異つてゐるようである。椿村の場合は、寛政七年三月の取極書によれば府内役人と井手掛小奉行衆が進物差送りの役を務めている、なおこの取極書によると府内役人からは椿村中元進物として酒二升が毎年井手普請の節と差送られた。

・酒 二 升 と 德 利

之はさきに記した小奉行衆が椿村え送る進物であるが、この行事か又大行事であり、朴木村小挾間村小奉行衆にとつては苦勞の種だつたと想像される。

その方法は、寛政七年までは小奉行衆が紋付を着て新調の下駄をはき、二升徳利の重たいのをさげて山坂の多い石ころの小路を通り椿村の一軒一軒を廻り五一回も頭をさげて廻つたのだから、いくら桜の花の咲く春三月とは言え小奉行衆にとつては頭の痛い行事であつたに違ひない。

然し水はもやはねばならない。途中で水を由布川渓谷に流し落されたらそれこそ死活問題である。両村の代表者達はよくそれを理解していた。

寛政七年になると、椿村小挾間村、朴木村で話合いを行ない、進物制度に幾分変更が見られた、即ち小奉行衆軒別の挨拶廻りは廃し、庄屋宅及び組頭だけの挨拶廻りで事をすますようなつたので取極書には

〃椿村庄屋組頭宅計被見廻椿村家別江者小奉行衆へ付添候庄屋組頭え内相廻候事〃と記されている勿論下川二村の庄屋組頭は軒別廻りをしたわけである。

封建治下における行事には、いろいろとむづかしいしきたりがからみ合い、一応そのしきたりをふまなければ、それをすすめる事ができなかつた。

椿井手普請の場合も同様で三月になると前回で記したように、小挾間村、朴木村の人々にとつては進物呈上のしきたりにしばられ心労言語に絶するものがあつた。

ところが寛政七年取極書には〃椿村内口井手普請の節井手内に竹木はへ出切払候義勝手次第併埋口捨場所故障無三是又勝手次第之事〃と記され、当然の事ながら三村共井手内の竹木抜取り、切払いや埋土の捨場所等は自由となつてゐる而してこのようない事まで業々条項を改めて記さねばならない当代の性格を静かに過去生活の追体験をしてみるとことによつて先人がどのようない生活基盤の上に立つて自己を取巻く環境の中に生きて來たかを学びとる事も私達にとつて極めて必要な事だらう。

兎もあれ、今私の頭を去來するものは、暗い林中の井路で大ナタをふるう農夫の姿である。

・取極書について

さきに記した取極書は直轄領南石垣村庄屋金右衛門（高松年番）直轄領高松村太郎兵衛、府内城下松末庄屋久左衛門立合の下で椿村、小挾間村、朴木村の間で結ばれたものであるが、之は享保改革における御定置岡箇条第十条の用水悪水、新田、新堤川除出入の事に〃一、諸国村々用水、悪水並に新田新堤或は川除等他領に懸り合候出入、訴へ出候時ハ御断は御代官、私領は地頭家來呼出し双方障り之無き様致し熟談相済：（下略）：とある条文に適応するものであり、享保九年（一七二四）から寛政七年（一七九五）に至るまで継続して行われていた事が明確であるが、それ以後も続いた事は明らかである。

尚その年享保九年には節儉令が出され統いて寛政の棄損令、下つて天保十二年の株仲間の解散令、天保十四年の人返し令、全年上地令の失敗、文政の無二念打払令、天保十三年の薪水令等次々と新令が出て來たが依然旧令は守らねばならなかつたから、その応接にいとまなき有様であつた。

九、天間井路

・用水路の渴望

伊南氏先祖事跡記録によれば、天間村には用水路の設備がなく、農作のためには雨天をまつばかりであり、附近には広大な草地（十文字）があり、大河が流れているが渓谷がふかいために水が得られず、雨がふらない晴天続きの時にはたちまち飢餓に見舞はれ村人は共々に悲歎の涙に明けくれした事が詳に記されている。今現地に訪れ、十文字の丘から天間地区を展望すれば、この地は、一見盆地に見ゆるも津房川の渓谷が北東に流れ、津房川の支流戦川の渓流は村南を西から東に流れて事跡記録の記述をしつかりと裏付けている。

・用水路の築造

以上のような、地理的環境にあり、しばしば飢餓に見舞はれた時、村老伊南定勝は百方その対策をめぐらし、遂に津房川に堤防を設け用水路の新設をなす事が最良の方法であると考えた。然し井路開さく予定地は、山高く渓深き地域にあり、一人の力ではどうする事もできなかつた。ために定勝は寛文九年（一六六九）村人に謀つて村人の出夫による井跳の築造に着手したが、その間の事情を伊南定勝水利頒功碑には

“村正伊南定勝君、夏之寛文九年春衆村民謀以水路開鑿之事蓋以取水源乎駅貫川上流山高溪深非穿岩壁通陰溝則不能也以其事之困難議不遂決君益奮励友復説諭議遂始決”

と記されている。

ともあれさしもの難工事も寛文九年から十年と続けられ、寛文十一年の春漸く完成し、村人達は呆然として流れる泉を見詰め、困窮した過去の追憶新なるものがあつた。その喜びを事跡記録には

“水流始寛而潤草万木田地百倍昔日。村民相写悦而服鼓田舍……”と記した程である。

・堤の流失

斯くして完成した堤防に対する村民の喜びも束の間翌十二年夏五月の風雨には水路や堀抜は悉く崩かいし、三年間の功を一
きに失つてしまつた、ために村民の困窮は、又昔日の姿とならざるを得なかつた。

時に第二子村正家英は私費を投じ貞亨四年春再び起工し多くの困難の後遂に完成し今日に至つた。

註・伊南定勝頌徳碑……天間部落路傍にあり、石質安山岩、縦高四、〇六米

・伊南定勝……伊南系図に々安村、定勝改伊南与三兵衛云々とあり

十、志高湖を守つた祖先人の功績

・湿原変じて湖となる。

志高湖はその昔広々とした湿原であり、水生植物が繁茂し水鳥が群居し、古代人の狩りようの場であつた。しかし、鎌倉、室町と次第に農耕文化の発達するにつれ自然のままの姿で永存する事は許されなかつた。

新しい部落の発生と、文化の伝播の前に湿原は湖に変化しなければならなかつた。

それは、鎌倉末記から室町時代前期にかけての事である。新しい部落を育てた祖先人達は、この湿原の持つ自然条件をみのがさなかつた、湿原の南方開口を縮める二つの丘陵、東方から流れ入る小川と湧水、之等はこの湿原を湖に変化させる事のできる大きな自然条件であつた。

ここに中世農民の原始的ではあるが嘗々の築堤工事が始まつた。その方法、その技術は今おしあかる事はできないが、結衆した力は巨大な堰堤を築きあげ、今日の志高湖の基礎をつくりあげた。

・堤防の大修理

築かれた堤防が如何に巨大であり、人知と労働力の限りを尽したものであつても石と土と木材とからなるその堤防は永久不
壊である事はできなかつた。

その事は寛延の大修理や、明治七年の大修理によつてもうかがいしられるが、ここでは簡単に後者について述べてみよう。

明治六年秋十月、大暴風雨はこの地を襲い湖水は氾らんし、寛延修理の堤防は大破漏洩を始めた、しかも日々の漏水は増加し、次第に下流部落も又堤防決壊による被害と感ずるに至つた。言いかえると室町以来五〇〇年祖先人が嘗々として育てた堤防が明治の人達の前で亡びさろうとしているのである。

時に志高湖周辺部落の村老大野六郎は、大野八五郎、大野新平らと共に、時の戸長高倉定三副戸長吉弘精策、大分郡平床村別戸長加藤幸人等を動かし堤防修理歎願の目論見帳を里永大分県権参事に掲出した。

引き続いて明治七年も同書を掲出しているが、この文書によると金子調達、地元の熱意資材、大工、木挽、人足、予算等が詳細に記されている。

× × ×

ともあれ志高湖堤防大修理工事は、明治七年完成し不測の事態を防ぐことができた。

この原稿は、去る七月東九州新聞で発表したものであるが、先輩諸賢のすすめもあり、この度、大分県地方史で発表する事に致しました。

筆者

新刊

半田康夫、加藤正人共著

大分県の民謡

第一集

A5P二二三五
頒価 六五〇円

大分県民俗学会発行